

# 危険物新聞

第189号

発行所 大阪府危険物品協会連合会  
発行人 田宮 具 策  
大阪市西区西長堀北通1丁目  
四つ橋ビル8階  
TEL (531) 9717. 5910  
定価 1部 20円

## 大阪府危険物取扱主任者試験 10月26(日)と27日(月)に実施 天王寺予備校と日本予備校で

### 今回は甲種と乙種4類

大阪府では今年度第3回目の主任者試験を甲種と乙種4類について次により実施する。

甲種……10月27日(月)……日本予備校

乙種4類……10月26日(日)……天王寺予備校

10月27日(日)……日本予備校

〔日本予備校……上本町6丁目より東北へ約3分

天王寺予備校……天王寺駅より東南へ約5分

願書受付 10月15日、16日

合格発表 11月10日

#### 受講者の皆様へ

講習会場では受験願書の仮受けを次により行ないますからご利用下さい。

願書は講習第1日目に預り一括して連合会より府庁へ提出します。ただし、甲種と乙種夜間部は第2日目になりますが、第1日目に説明があるので持参されたい。

証紙の発売 受験用証紙(甲種800円、乙種500円)を会場で発売します。

写真の撮影 受験用写真(3枚1組200円)を大阪市内の講習会場で、第1日目の講義が始まるまでの30分に撮影します。

#### 講習日程表

期別	講習日	会場
甲種	10月7日と9日と14日	大阪府農林会館(東区馬場町東へ2分)
乙種	1期 10月1日と14日	大阪市立(森ノ宮)労働会館(東区、森ノ宮駅西へ2分)
	2期 10月2日と15日	大阪市立(森ノ宮)労働会館
	3期 10月3日と17日	大阪市立(森ノ宮)労働会館
	4期 10月8日と16日	大阪府農林会館
	5期 10月6日と13日	堺労働セツルメント(阪堺線大小路駅前)
	6期 10月7日と15日	大東市市役所
	7期(夜) 10月8日、9日、14日、16日	大阪府農林会館



新しい時代に  
マッチした  
ニュータイプの消火器

**ヤマト消火器株式会社**

カタログのご請求は… 大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701(代)



**ヤマト消火器**

## 大阪府下の危険物施設火災 製造所、一般、給油取扱所が多い

大阪府消防救助課の調査によると最近大阪府下で発生した危険物製造所等の事故は別表のとおり93件となっている。年度別では43年度が最も多く、各施設別にみると、製造所、一般取扱所、給油取扱所が群を抜いて多い。

事故原因別にみると、製造所、一般取扱所では、炉、釜、サービスタンク 附近から危険物が漏洩したものが最も多い。これは設備の不良、管理のルーズさによるものでとくに重油等は引火点が高く燃え難いものだという先入観がこ

のような結果に連っているものと想像される。

次に給油取扱所では、給油中に燃料タンクからガソリンが溢流して引火したり、タバコの火の不始末等が多く、ここでは不注意が火災のほとんどの原因となっている。

事故発生時間別にその動向をみると、始業時間とみられる8時頃より多くなり、午前中では10時～11時が最も多く、午後になると2時～4時頃が最多を記録している。そして5時以降も9時頃まで相当数の火災が発生している。

### 危険物製造所等の事故原因別火災事例

(大阪府下・昭和39年～43年)

製造所等の別	火災事故の原因(要約)	件数
製造所(27件)	炉、釜およびその附近から危険物が漏洩し出火したもの	7件
	工具等の落下衝撃スパークにより出火したもの	4件
	装置の故障により出火したもの	3件
	漏洩した危険物に電気配線のショート等により出火したもの	3件
	危険物取扱作業中不注意により出火したもの	3件
	炉、釜、装置等の過熱により出火したもの	3件
	その他の原因により出火したもの	2件
	配管の損傷により危険物が漏洩し出火したもの	1件
	異物の混入により出火したもの	1件
屋内貯蔵所(6件)	貯蔵中のセルロイドが自然発火したもの	3件
	硝化綿の熱分解により自然発火したもの	1件
	貯蔵所外の火気(たばこ)の不始末により出火したもの	1件
	取扱上の不注意により出火したもの	1件
屋外タンク貯蔵所(2件)	加熱ヒーターにより出火したもの	1件
	元バルブの締め忘れにより漏洩し出火したもの	1件
屋内タンク貯蔵所	—	
地下タンク貯蔵所(1件)	配管、バルブ等の損傷により漏洩し出火したもの	1件
簡易タンク貯蔵所	—	
移動タンク貯蔵所(3件)	移動貯蔵タンクの清掃中に爆発したもの	1件
	漏洩していた危険物に引火したもの	1件
	移動貯蔵タンクに注油中、マッチのなげ捨てにより引火したもの	1件
屋外貯蔵所	—	

給油取扱所 (24件)	給油中に燃料タンクから危険物が溢流し出火したもの	4 件
	事務所のストーブ、コンロ等により引火したもの	4 件
	宿直室のタバコ等の不始末により出火したもの	3 件
	コンプレッサー等機器の過熱またはスパーク等が出火の原因となったもの	2 件
	固定給油設備から出火したもの	2 件
	地下タンクに注油中出火したもの	1 件
	自動車が固定給油設備を転倒したことにより出火したもの	1 件
	ドラム缶に注油中漏洩し出火したもの	1 件
	混合器から漏洩し出火したもの	1 件
	ホットパッチの作業中こぼれていた油に引火したもの	1 件
	設備の改修工事中に出火したもの	1 件
	タンクのガソリンを抜き取り作業中に出火したもの	1 件
	地下タンクに注油中通気管に引火したもの	1 件
地下タンクのマンホールをあけ、計量中に引火したもの	1 件	
販売取扱所 (2件)	流出したガソリンが石油コンロにより引火したもの	1 件
	小分け作業中に、マッチのなげ捨てにより引火したもの	1 件
一般取扱所 (28件)	炉、釜、サービスタンクおよびその付近から漏洩し出火したもの	8 件
	混合または異状反応により引火爆発したもの	4 件
	装置または器具の接触スパークにより出火したもの	3 件
	危険物取扱作業中に静電気による出火と考えられるもの	3 件
	設備または装置の修理または清掃中に、溶接の火花等により出火したもの	2 件
	危険物取扱作業上の不注意によるもの	2 件
	装置または電気機器の故障により出火したもの	2 件
	装置の過熱により出火したもの	1 件
	バーナーの逆火により出火したもの	1 件
	タンクローリーに充鎮中漏洩し、排気ガスの火花により引火したもの	1 件
セルロイドの自然発火によるもの	1 件	

## 危険物製造所等の年別火災事故状況

(大阪府下・昭和39年～43年)

合 計	製 造 所	区 分											死 傷 者		主任者	
		貯 蔵 所								取 扱 所			死 者	負 傷 者	選 任 な し	立 合 な し
		小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	地 下 貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所				
合 計	93 27	12 6	2	—	1	—	3	—	54	24	2	28	8	95	8	32
39 年	16 3	4 3	—	—	—	—	1	—	9	4	1	4	—	14	—	3
40 年	17 8	1	—	—	—	—	1	—	8	7	—	1	3	10	3	5
41 年	18 6	2 1	—	—	—	—	1	—	10	5	1	4	—	11	1	7
42 年	15 4	3 2	1	—	—	—	—	—	8	1	—	7	2	6	1	8
43 年	27 6	2	—	1	—	1	—	—	19	7	—	12	3	54	3	9

〔参考〕 全国危険物製造所等の5カ年間の事故状況

38～42年	912	141	304	35	196	9	7	3	43	11	467	270	3	194
--------	-----	-----	-----	----	-----	---	---	---	----	----	-----	-----	---	-----

## ボールミル爆発

塗料製造工場で3名負傷

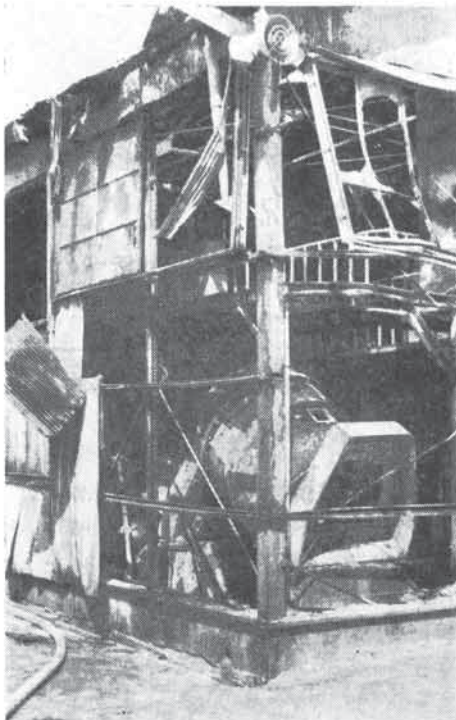
9月4日午後1時40分頃、大阪市東淀川区Kペイント会社の危険物製造所で爆発事故が発生し、工場の一部を焼き作業員3名が火傷をうけた。

同工場は昭和33年に許可をうけた鉄骨スレート葺き、鉄骨トタン張り約100m<sup>2</sup>の塗料製造用ボールミル工場である。爆発したのは、1,000ℓ型スチールボールミルで、午前11時頃より原料を仕込み、午後1時頃よりプレミックスを行なうため約10分間ボールミルを可動して運転を停止し、作業員は他のボールミル仕込み準備のため6～7m離れた位置で作業中で、運転停止後10分ほどで爆発が起った。

爆発は、はじめシューとガス洩れのような音がしてその後大音響を伴って爆発した。

この爆発でボールミル鉄製側板と仕込用のマンホールが吹き飛び、隣接作業場の屋根を突き破って落下した。

また爆発と同時に仕込んでいた溶剤その他が引火し燃えだしたが、現場作業員が小型消火器で初期消火するととも



爆発した製造所、爆風で壁体が吹っ飛ぶ

に、自衛消防隊により大型消火器等を駆使し約10分後に消火した。

事故原因は、①ボールミルの冷却水の通水忘れ、②静電気説、③異物混入等考えられるが、詳細について目下調査中で、判明次第後日報告する。



ロール工場に落下したボールミルの蓋

## 計量機モーター過熱

スイッチの切り忘れ

8月2日午後3時頃、岸和田市某運送会社自家用給油所で、計量機のスイッチ切り忘れからモーターが過熱し、煙を出しかけたが発見が早く、スイッチを切ることで事故は未然に防がれた。しかしもし発見が遅れたらどのように展したか、恐しいかぎりである。

自家給油取扱所や、灯油用の小口一般取扱所等が最近多く設置されるが、その大半は営業給油所の中古計量機を使用する機会が多い。しかも整備が不完全のまま使用するケースが多く該当事業所ではもう一度点検整備し、あるいは保安対策を講ずべきである。

この事故の計量機は58年型の旧式でメインスイッチを切らないとモーターの駆動が止まらずガンソリンはバイパスを循環するようになっている。そのスイッチがかなり遠方にあつたためつい切り忘れたとのことである。

この外、電気配線回りが老朽化したり、ガンソリンの配管経路、とくにジョイント部分より液洩れが生じたり、またこの事故のように設備が旧型で取扱い上事故を起しやすいケースが多かったりするので注意されたい。

## 最近の通達

### 移動タンクの用途転換について (福島県)

1. 移動タンク貯蔵所で一定の期間に限り、危険物以外のもの(消防法施行令別表第2の第4類第2種引火物アスファルトを180°Cに熟し、流動性のある状態にする)を貯蔵輸送してよろしいか。

なお、タンクの温度降下を防止するため、断熱材(ガラスウール100mm)で被覆する外は危険物の規制に関する政令第15条に適合する。

2. 貯蔵してもよいとすれば、危険物から準危険物、準危険物から危険物に変更する際の手続きおよび手数料はどうか。

〔消防庁予防課長回答 44.7.17〕

1. 貯蔵輸送して差支えない。

なおこの場合、危険物を貯蔵しない期間については、消防法第16条の4の規定により、その始期および終期に移動タンク貯蔵所における危険物の貯蔵を休止または再開するむねの報告をさせるとともに、移動タンク貯蔵所の貯蔵休止中の使用法および再開時における保安上の点検方法等についても報告させ、その実態を把握しておく必要があるため念のため申し添える。

2. 手続き方法は、休止、再開の届となり、その場合、手数料は当然不要である。

### 給油取扱所の上家について (佐賀県)

1. 給油取扱所には、事務所その他取扱の業務を行なうについて必要な建築物以外の建築物を設けないこととされているが、固定給油設備の上の不燃材料でつくった屋根を設けることはさしつかえないか。またさしつかえないとすれば事務所等の建築物をのぞいた空地に対してどの程度まで(何%)は屋根で覆ってよいか。

2. 給油取扱所に隣接して設ける灯油専用の一般取扱所の固定給油設備に設ける屋根もこれに準用してよいか。

〔消防庁予防課長回答 44.7.18〕

固定給油設備上に設ける雨よけ、日よけのためのひさしまたは上家が次の各号に適合する場合に限り、その設置を認めてさしつかえない。

- (1) ひさしまたは上家およびその支柱は、不燃材料でつくること。
- (2) ひさしまたは上屋の水平投影面積が、当該給油取扱所の敷地面積から事務所等の建築物の1階の床面積を除いた面積の3分の1以下であること。

〔備考〕上記(2)の数値は、雨よけ、日よけのためのひさしまたは上家の規模の最大限度を決めるためのもので、危険物の規制に関する政令第17条第1項に定める屋

外に設置する給油取扱所と同条第2項に定める屋内に設置する給油取扱所との屋外、屋内の別を決める判断基準を示したのではないこと。

屋内の給油所は、全面を建築物で覆っているもの原則とするものであり、例えばこの数値をこえる規模のひさしまたは上家を設けても、屋内の給油取扱所となるものではないこと。

2. 上記(2)の事務所等の建築物の1階の床面積とは、懸垂式給油ホース設備(昭和39年9月1日自消丙予発第94号通達、参照)等を設けるため建築物の壁から張り出させているひさしの部分を除いた面積をいうものである。

### 危険物を道路に散布する防塵処理について (北海道)

道路の防塵処理法として行なわれている工法のうち、危険物を使用する次の工法は、消防法第10条の規定による危険物の取扱いとして規制すべきか。

1. タール舗装工法

常温用タール(引火点90°C以上)または加熱用タール(引火点100°C以上)を散布した上に、砕石または砂を散布する工法

2. カットバック・アスファルト工法

アスファルトを灯油等の危険物でカットバックして行なう工法

3. ロードオイル工法

ロードオイル(ライオン油脂製品、引火点110°C~160°C)を散布後、砂を散布して自然転圧する工法

〔消防庁予防課長回答 44.7.18〕

道路の防塵または舗装工事(以下「舗装工事等」という)のため、散布材料として指定数量以上の量の危険物を道路面に散布する場合は、消防法第10条第1項ただし書に定める仮取扱の承認を必要とするが、その承認にあたっては、舗装工事等をする地域の市街地状況、交通状況および工事時期を勘案し、次の事項を留意のうえ、火災予防上必要な指導をされたい。

1. 舗装工事等の作業現場には、火災予防の必要に応じみやすい箇所に可燃性液体を散布中であるむねおよび火気の使用を禁止するむねを表示した標識をかかげるとともに消火器を設けること。
2. 散布作業には、努めて危険物取扱主任者免状の交付をうけている者を現場の監督にあたらせること。
3. 設問の2の工法を用いる場合は、散布材料の引火性の難易、工事現場附近の家屋の密集状況、交通状況、散布時間等から判断し、そのうえで火災予防上危険があると認められる舗装工事等に対しては、仮取扱の承認をすべきでないこと。

なお、舗装工事等において、危険物である散布材料を指定数量以上の容量のタンクローリーに収納して散布

する場合、当該タンクローリーは、危険物の移動タンク貯蔵所として規制されるので念のため申し添える。

注)

道路に危険物を散布する行為は、一般的に認められるものではなく、このことについては昭和38年9月5日付自消丙予発第50号をもって回答したところであるが、今回の回答は、最近の道路事情による舗装工事等の実態にかんがみ、工事現場の市街地状況、交通状況および工事期間等の諸状況から火災予防上安全と認められるものに限り、消防法第10条第1項ただし書に定める仮取扱として規制できることを示したものである。

大阪市の運用基準

移動タンク車の取扱いに関する指導基準

指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンク車の規制については、大阪市火災予防条例および少量危険物移動タンクの指導基準について(昭和40年5月14日例規消指第240号)により、指導してきたところであるが、昨今、灯油等の燃料油需要の増加に伴い、その供給方式が従来の容器配達から、指定数量未満の危険物を収納するタンクを固定した車両(以下「移動タンク車」という。)により配達先での詰替えを希望する傾向がみられ、次の基準に適合する場合は、灯油等の燃料を販売先で容器に詰替える移動タンク車について、大阪市火災予防条例第32条の2を適用し、当面、届出を受理して差し支えないものとする。

記

- 1. 移動タンク車による貯蔵取扱いは、次の構造および設備のものによって行なうとともにこの基準に適合するよう維持管理すること。
  - (1) 移動タンク車は屋外の防火上安全な場所または、壁床、はり、および屋根を耐火構造とし、もしくは、不燃材料で造った建築物の1階に常置すること。

- (2) タンクは厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密に作ること。
- (3) タンクの内容積は、指定数量未満の量であること。
- (4) タンクには、0.2重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で作動する安全弁を設けること。
- (5) タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。
- (6) 電気設備を設ける場合は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (7) タンクが積載式の構造である場合は、当該タンクをUボルト等で、車両のシャーシーに強固に固定すること。
- (8) タンク頂部にポンプ、メーター等を設ける場合は、移動タンク車の転倒等による当該設備の損傷を防止するための防護わくを設けること。
- (9) タンクの配管は、金属管等耐熱性を有するもので造られ、緊急の場合容易に操作できる位置に緊急閉鎖装置がもうけられ、かつ、先端に弁がもうけられているものであること。
- (10) タンクから容器へ危険物を詰め替えるための設備を設ける場合は、車両上の容器受皿の上だけで詰替えができるものとするとともに、当該詰替え設備には、自動溢流防止を設け、給油管は耐油性ゴムホースを使用するものとする。
- (11) 詰替えのための容器の据付け箇所には危険物の恐れ、拡散を防止するための受皿を設けること。
- (12) タンクには、鎖等による接地装置を設けること。
- (13) 危険物に適合した消火器を1個以上設けること。
- (14) 移動タンク車の常置場には、みやすい箇所に幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板に、地を白色、文字を黒色とした「移動タンク車常置場」の標識を掲げること。
- (15) タンクには、みやすい箇所に取り扱う危険物の製品名を表示すること。
- (16) 移動タンク車の車両には、みやすい箇所に0.3メー

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック  
 泡・ガス・エアーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括  
 齊田式救助袋 近畿地区  
 日本ドライケミカル(株)  
 ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社  
**三和商会**

TEL 06 (443) 2456

トル平方の板に、地を黒色文字を黄色で、「危」と記した標識を掲げること。

2. 移動タンク車による危険物の貯蔵に伴う取扱いは、次によるものであること。

- (1) 移動タンク車による容器への危険物の詰替えは、車両上の容器受皿の上で行なうこと。
- (2) 車両上の容器受皿の上での危険物の詰替え容器は内容積20ℓ以下のものであること。
- (3) 移動タンク車による容器への危険物の詰替えは、平坦地において行なうとともに、火災予防上並びに危害防止上支障のない場所を選んで行なうこと。
- (4) 移動タンク車の給油ホースには、危険物を貯蔵し、取り扱うタンクの注入口と結合できる結合金具を備えること。この場合注油ホースは、必要最小限の長さのものとすること。

3. 移動タンク車による危険物の取扱いに関する届出は、次によること。

- (1) 移動タンク車の常置場を管轄する消防署長に届出ること。
- (2) 大阪市火災予防条例施行規則に定める届出の第14号様式には、危険物の貯蔵または取扱い場所の所在地、名称を記入することとされているが、移動タンク車による危険物の取扱所に限り、前項第3号に規定する内容を満足する事項を記載すること。

なお、様式中「その他必要な事項」欄に常置場の所在地および構造を記入すること。

参 考

上記基準に関する参考事項を次に掲げる。

- (1) 上記1の(3)の内容積とは、タンクに収納しうる最大量を意味するもので、危険物法令に定めるタンクの空間容積を差し引かない、実容量をいうものであること。
- (2) 上記1の(6)の電気設備は、モーター、スイッチ等については、安全増防爆構造等の防爆構造を要求するものであること。
- (3) 上記1の(7)のタンクの固定方法は、例えば内容積

500ℓのタンクに油を満したタンクの重量が、500kg程度のものである場合は、おおむね直径12mmのボルト4本で四方を止めれば、足りること。

- (4) 上記1の(8)の防護わくは、昭和42年8月2日消指第497号通達の例によるものであること。
- (5) 上記1の(10)の自動溢流防止装置は、通常オートストップの呼称で呼ばれている装置を意味するものであること。
- (6) 上記1の(11)の受皿は、鋼板製で、深さ5センチメートル以上とし、容器を載せた場合、受皿の縁と容器の周囲との間隔は、15センチメートル以上の広さとし、かつ、車両等に固定し、油抜口を設けること。
- (7) 上記1の(12)の製品名とは、灯油、重油等の通常の名称を意味するものであること。

この基準に示す移動タンク車には、容器に詰め替える場合と、タンクに注油する場合との両方の設備を設けてあってもさしつかえないものであること。

標 識 ・ 標 示 板

	鉄板焼付 塗 装 製	F. R. P (強化プラ スチック)
「危険物製造所」等	¥ 400	¥ 550
「類別・品名・数量」	¥ 400	¥ 550
「火気厳禁」等	¥ 400	¥ 550
「注水注意」等	¥ 400	¥ 550
「給油中エンジン停止」	¥ 400	¥ 550
「プロパン」等	¥ 350	¥ 450
「変電設備」等	¥ 350	¥ 450
「危険物少量取扱場」等	¥ 400	¥ 550
「消火器・使用法」各種	¥ 80 (塩ビ製)	
「危」(夜間運搬用)	¥ 600 (発光スコーチライト)	
「危険物」	¥ 70 (布製)	¥ 2,000 (鉄板製)

その他「有機溶剤」関係標識

— 大阪市危険物品協会 —

おそろしい火花から職場を守ろう!

消防用設備総合商社

ベアロン  
防爆用安全工具

発売元



真弓興業株式会社

カタログ持参説明させていただきます

本社 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 5941・(351) 4533  
 堺支社 堺市大浜中町2-2 TEL 0722(38)8188-9・9261-2  
 大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 TEL (971) 5 6 3 6 - 8  
 西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 TEL (461) 3163・(462) 5619  
 北営業所 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 4 1 4 7 ・ 4 1 8 5

### 3石容器にポリエチを 業界より消防庁へ要望

日本化学工業協会では、業界より要望のあった①濃硫酸の空地中の緩和、②第3石油のポリエチレン容器適用、③過酸化水素水の屋外タンク空地緩和についての三点につきこのほど消防庁に是正方を要望した。

#### 要望の要旨

1. ポリエチレン容器、鉄製ドラム、金属製容器に収納した濃硫酸を貯蔵する屋外貯蔵所の空地の中を現行規制より緩和されたい。ただし、隣地境界には不燃材構造の隔壁を設けたり、ためます、溝等の安全対策は講ずるものとする。

〔理由〕濃硫酸はそれ自体発火性も引火性もない物質でとくに上記のような容器に収納密栓された場合は、従前の土瓶詰めのもと較べ安全度が高く、取扱い上の危険性は非常に少くなる。

一方、濃硫酸の指定数量は200kgで小さく、一般的な業界の荷動き状態をみても、タンクローリー1台分の4,500kgが円滑な流通単位で、この分を貯蔵すると指定数量の20倍を超え6類であるための緩和の適用をうけても当該屋外貯蔵所には3.3mの空地が必要となる。

2. 第3石油類の容器として、20ℓ以下のポリエチレン容器を追加されたい。

〔理由〕現行規制でも引火点40°C以上の第2石油類(ほとんどの灯油、軽油)は20ℓ以下のポリエチレン容器がみとめられているので第3石油類の容器としても安全性は確保できるものとみられる。

または、外国においても潤滑油用に60ℓ容器が使用されており、その経済性、耐久性等からみてもこの種容器的の使用が望まれるものである。

3. 濃度61%以下の過酸化水素水の屋外タンク貯蔵所の空地の中を生石灰等の特例である3分の1に低減されたい。

〔理由〕濃度61%以下の過酸化水素水はきわめて安定で、発火性、支燃性、爆発性は全くなく、タンク周囲に火災が発生した際にも危険な状態になることは考えられない。

なお、過酸化水素メーカーは国内では4社に限られ、各社ともJISに適合する品質のもののみ製造しているため、不安定な品質の製品が流通する恐れはない。

### 大阪市で主任者研修会

大阪市消防局では6月期に続き、市内各事業所の危険物取扱主任者研修会を次により計画している。対象となる取扱主任者は昭和40年と41年度に免状の交付をうけ、主任者として選任されている者である。しかし他の主任者で過去の講習に受講洩れの方や、無資格者であるが安全担当等で受講希望の方は所轄消防署に申出られると受講の便がはかれる。

10月21日(火)	市立(森ノ宮)労働会館
10月22日(水)	大阪府商工会館
10月23日(木)	〃
10月27日(月)	大阪府青少年会館
10月28日(火)	市立(森ノ宮)労働会館
10月29日(水)	大阪府青少年会館
10月30日(木)	〃

#### 申請諸様式は次のとおり 頒価改訂しました

危険物関係申請書(各種)	} 1枚 ¥ 5	
危険物関係届出書(各種)		} 100枚 1冊 ¥ 300
消防設備着工届(各種)		
危険物関係(註解付)法令集	¥ 200	
消防法施行令・規則(註解付)法令集	¥ 200	
危険物施設図解説集(全三部)	¥ 650(1部)	

大阪市危険物品協会

## 消防ポンプから家庭用消火器まで!

### 消防機器の総合メーカー

- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

### 森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区服見町2の33  
TEL (751) 1351  
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡  
富山・北海道



保険付

家庭用万能消火器ビーナス

信頼のマーク

